

法科大学院教育における ICT を活用した授業の 導入に向けた取組 (1)

——平成 27 年度の中央大学法科大学院の取組——

土 田 伸 也*

I はじめに

現在、法科大学院を取り巻く社会的状況は厳しい。法科大学院制度が発足した当時とは状況が大きく異なり、既に全国で30を超える法科大学院が募集停止を発表し、法科大学院志願者も激減した。このような中、平成26年秋に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、社会人や地方在住者など誰もが法科大学院で学べる環境づくりを目標にして、ICT (Information and Communication Technology) を活用した授業の実施を提言した。同委員会で確認された工程表によれば、平成28年度までICT等を活用したオンライン授業の実証研究が行われることになっており、その実証研究の結果を踏まえて、平成29年度からICT等を活用した授業の本格的な普及が目指されている¹⁾。

中央大学法科大学院(以下「本法科大学院」という。)では、このような社会情勢を踏まえ、法科大学院教育におけるICTを活用し

た遠隔授業の導入に向けた取組を平成27年に開始した。本稿は、その社会的意義に鑑み、これまでの本法科大学院の取組を紹介するものである(ただし、本稿における個々の見解は筆者〔土田〕の個人的な見解であることをあらかじめお断りしておく)。

なお、本法科大学院における遠隔授業の導入に向けた、これまでの取組は大きく3つのステップに区切ることができる。第1ステップは平成27年度前期の萌芽的取組、第2ステップは、第1ステップを踏まえて行われた、平成27年度後期以降に実施する調査研究の準備に向けた取組、第3ステップは平成27年度後期の調査研究の実施である。以下、それぞれの取組について順に紹介する。

II 第1ステップ——萌芽的取組

(1) 本法科大学院が上記の目標を意識して初めて行った遠隔授業は、平成27年3月であった。本法科大学院は、それまで地域法曹の養成という点で島根大学法科大学院と意見交換をしていたこともあり、同法科大学院の

* 中央大学法科大学院教授・ICT委員会委員長

協力を得て、ICTを活用した遠隔授業を試験的に実施した。具体的には、島根大学法科大学院の教室と本法科大学院の教室をオンラインで結び、サテライト形式で、本法科大学院の教員1名が島根大学法科大学の学生2名を対象にして、法科大学院で通常実施されている双方向・多方向型の授業を試験的に行った。遠隔授業を実施する前は、遠隔授業の同時性や双方向性・多方向性について懸念があったが、遠隔授業を実施した結果、この授業の形態（＝異なる大学の教室を拠点とし、一方の配信元拠点に教員1名、他方の配信先拠点に受講者2名という形態）であれば、遠隔授業の実施に大きな問題はなく、教育効果の面で支障が生じる恐れはない（少なくとも法科大学院の授業が成り立たないなどということはない）ことがわかった。ただし、この時点では、あくまで法科大学院の遠隔授業が成り立ちうる形態があるということがわかっただけで、さまざまなタイプの法科大学院の授業を対象にしてもなお同様にうまく実施できるのか（とりわけ十分な教育効果を確保することは可能なのか）ということは明らかではなかった。そこで、4月以降の授業期間中に実施される授業を対象にして、さらに異なるタイプの遠隔授業を試験的に実施することになった。

(2) 新たな試みを行う場合、先行事例の調査は重要である。法科大学院における遠隔授業についていえば、たとえば成蹊大学法科大学院の事例がある。同法科大学院は都心にサテライト・オフィスを設け、遠隔授業を実施

しており²⁾、このような形態は、特に都心で働きながら学ぶ社会人にとって有意義であろう。もっとも、同一大学内で実施する遠隔授業のほかにも、地方在住者を念頭におき、かつ地方の他大学の協力を得ながら実施していく遠隔授業も考えられる。この場合、むしろ複数の大学が連携して実施する遠隔授業の実践例があれば、そちらのほうが参考になる。そのような実践例としては、九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学による遠隔授業がある。当該遠隔授業は既に10年ほど前から実施されている³⁾。そこで、その中心的役割を担ってきた鹿児島大学法科大学院に平成27年4月に視察に赴き、あわせて遠隔授業の担当者でもある米田憲市教授に聞き取り調査を行った。その結果、この九州4大学のシステムは非常に優れたシステムであることがわかったが、同時に同様のシステムで遠隔授業を実施しようとするれば、教室整備や機材の調達などで多額の経費が必要になることもわかった。このことから、遠隔授業の実施を実現するためには予算の確保という大きな問題があることを再認識するとともに、遠隔授業の完成度のレベルをどこに求めるのかということも改めて検討する必要があることを認識した（高価な設備を整えれば、その分、遠隔授業の完成度は高くなるが、最高の設備を整える必要はなく、法科大学院で求められる教育効果を確保するために必要とされる設備を整えれば十分であるという見方もありうる）。

(3) 上記の視察を終えたのち、平成27年

5月から7月にかけて、本法科大学院の「地方公務員法」の授業（本法科大学院の受講者6名）を対象にして、合計4回にわたり、遠隔授業を実施した。毎回、使用機材や配信拠点を定めるなどして、複数の形態で遠隔授業を実施し、どのようなやり方であれば、うまくできるのか、試行錯誤を繰り返した。また、この調査では、本法科大学院の教室と島根大学法科大学院の教室をオンラインでつなぎ、松江市の人事課職員（1名）に受講していたこともあった。

(4) これと平行して平成27年6月には本法科大学院の「政策形成と法」の授業を対象にして遠隔授業を実施した。具体的には、本学法科大学院と島根大学法科大学院の各教室をオンラインで結び、サテライト形式で遠隔授業を実施した。島根大学法科大学院では2つの教室（配信先教室）で1名ずつ受講し（合計2名）、本法科大学院では1つの教室（配信元教室）でおよそ40名の学生が受講をした。

(5) 以上の本法科大学院における遠隔授業の試行に際して利用したのは、Vidyo アプリケーションである。これは、従来のTV会議システムが有する「高音質」「高画質」の利点とWeb会議サービスの「場所を選ばず」「テレビ会議専用端末が不要」の利点を併せ持つシステムであり、必要条件を満たせば、個人のPCやスマートフォン、タブレット端末へのソフトウェアまたはアプリケーションの導入のみで、直ちに利用することができる。本法科大学院は、このアプリケーション

を利用したサービスを提供している「見果てぬ夢」社⁴⁾の協力を得て、遠隔授業を実施した。同社によるアカウント発行料やアカウント使用料が他社と比べて割安であること、また当該システムでは基本的にPCとPCをオンラインでつなぐことで遠隔授業を実施することができるため、遠隔授業用の大規模な教室の改修を必要としないことから、大幅にコストを削減することができる。そのため、平成27年度後期においても、引き続き同社の協力を得て遠隔授業の試行を継続していくことになった。

(6) なお、上述した平成27年度前期の遠隔授業の際には、毎回、さまざまな技術的問題が生じたが、それらの問題は、その都度、解決することができた。そのため、この段階で、今後も技術的な問題は生じるものの、その都度解決することができるのではないかとの印象をもった。結局、問題が生じること自体が問題なのではなく、生じた問題を解決できないことが問題なのであって、そのような解決できない問題は想定しにくいとの認識にいたった。

Ⅲ 第2ステップ

——調査研究の準備に向けた取組

(1) 以上の試験的な取組を行いつつ、遠隔授業の実現に向けた議論をしていく中で、遠隔授業のさまざまな課題が明らかになっていった。たとえば、仮に技術的に遠隔授業の実施が可能であるとしても、設置基準等の法

令との適合性如何といった課題や、法科大学院の授業として十分な教育効果を確保するためには、どの程度の設備を整えればよいのか、さらには遠隔授業を本格的に実施していくとなると、さまざまなコストがかかるが、それらを果たしてまたどのようにして調達するのかといった課題である。これらの諸課題は遠隔授業の導入を目指す各法科大学院で議論し、解決していくべきものと、社会全体で解決に向けて努力すべきものがあるように思われた。このような認識を得つつあったとき、平成27年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業「ICTの活用に関する調査研究」の入札公告が行われた。また、ほぼ同時期に、本学の学内の競争的資金である「教育力向上特別予算」の学内公募も行われた。これらの事業は、いずれも上記の諸課題の解決に向けた取組を行ううえで前向きに検討すべきものと考えられた。以下、それぞれについて簡単にコメントするとともに、同じ趣旨を含む同時期の加算プログラムの申請についても、コメントしておく。

(2) 平成27年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業（以下「委託事業」という。）は、地方在住者や社会人など、誰もが法科大学院で学べる環境を整備する観点から、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及に向けて、ICTを活用したオンライン授業の調査研究を行うことを目的とした事業である。この委託事業の一般競争入札の入札公告が平成27年6月下旬に行われた。同年7月14日が入札書の受領期限であり、本学も

島根大学、鹿児島大学および琉球大学の協力を得て入札書を提出した。しかし、同年7月31日の開札の結果、本学を含めて誰も落札することができなかった。そのため、同年8月10日付けで再度の公告が行われ、再び本学は上記3大学の協力を得て入札書を提出した。この再入札で本法科大学院は、前回の入札時とは異なる実施方法を提案するとともに、予定価格を大幅に引き下げた。その結果、無事、落札をすることができた。この委託事業は同年9月から始動することになった。

(3) 中央大学教育力向上推進事業（以下「推進事業」という。）は、質の高い教育プログラムや教育システム等の開発・導入に係る教育取組など、教育課程および教育方法の工夫改善に関する取組や、学生支援、地域・社会連携の工夫改善に関する取組等を主たる対象として、当該取組の積極的かつ着実な推進を教育力向上特別予算をもって組織的に支援するとともに、中央大学の教育力の向上と活性化を、全学を挙げて強力に推進することを目的とする事業である。本法科大学院は、この特別予算の獲得に向けて7月に申請を行った。上記の委託事業と大きく異なる点は、当該申請が中央大学の中長期事業構想や、重点事業方針等の学内の目標プログラムに合致していなければならないという点である。そのため、申請内容は、これらの目標プログラムとの整合性を意識したものとなったが、法科大学院教育におけるICTを活用した授業の導入に向けた取組という点では、上記の委託事業と共通する。また、この推進事業は単年

度の事業ではなく、2年度にわたって実施する事業として申請を行ったので、この点でも、およそ半年にわたって実施する事業とされた上記の委託事業とは異なる。その後、学内における書面審査および口頭審査が行われ、結果として、この推進事業にかかる特別予算も、無事、獲得することができた。この推進事業は平成28年4月から始動している。

(4) いわゆる加算プログラム（法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム）において、本法科大学院は新たに「ICTを活用した授業の導入に向けた取組」の項目を設け、平成27年9月に申請を行った。これは、社会人や地方在住者など、誰にとっても学びやすい学修環境を整えるため、ICTを活用した授業の本格導入を目指して実証研究を行うことを内容とするもので、申請の趣旨や具体的内容は、上記(2)委託事業および上記(3)推進事業と多くの部分で共通する。文部科学省の審査の結果、当該取組は「優れた取組」として評価され、一定の公的支援を加算されることになった⁵⁾。

(5) 以上の3つの事業を通じて本法科大学院は、平成27年度後期から最大2年半にわたって実施される調査研究を行うのに必要な予算を、一応、確保することができた。そのため、これ以降、中期的な視点をもって、遠隔授業の導入に向けた取組を進めることができるようになった。

IV 第3ステップ

——調査研究の実施

(1) 委託事業の落札により、平成27年度後期から、法科大学院教育におけるICTを活用した遠隔授業の導入に向けた調査研究を実施することになった。調査研究を始めるにあたって、平成27年度前期に実施した遠隔授業の成果が参考にされたことはいうまでもない。平成27年度前期には、①大学の教室間をオンラインでつないで実施するサテライト形式の遠隔授業を複数回実施したが、一定の調査結果を得るには実施回数が不足していたと思われるのと、調査対象の範囲を広げる必要があったことから、委託事業の調査研究では対象科目を広げるとともに、合計で20回程度遠隔授業を実施し、アンケート調査やヒアリング調査を実施した。そのほかに、平成27年度前期には、②無線による端末を利用した遠隔授業は実施していなかったし、③オンデマンド形式の授業についても実施していなかったため、新たにこれらのICTを活用した授業についても実施し、アンケート調査等を行った。その結果と分析、および、そこから見えてきた課題と課題に対する提言について、協力校である島根大学、鹿児島大学および琉球大学の協力を得ながら、平成27年度末の3月に報告書を取りまとめた。この報告書は平成28年5月末に文部科学省から公表される予定である。なお、本稿の筆者（土田）は委託事業での成果を踏まえて、平

成 28 年 3 月 19 日に島根大学山陰法実務教育研究センターが主催した「地方創生を担う法律系人材育成の始動」において、「法科大学院教育における ICT の活用と地方在住者向け法曹養成教育の可能性——委託事業の成果」というタイトルで口頭報告を行った⁶⁾。また、同年 4 月 24 日に開催された臨床法学教育学会でも、「ICT を活用した教育の課題と展望——文科省委託事業の経験から」というタイトルで、基本的に同内容の口頭報告を行った⁷⁾。

(2) 本法科大学院は以上の平成 27 年度中の取組を踏まえて、平成 28 年度にさらに発展的な取組をする予定であるが、そのためには ICT を活用した授業の企画・運営等を所管する組織の見直しが必要であると考えられた。というのも、ICT を活用した遠隔授業に関する業務は技術的に極めて特殊であると同時に、ICT を活用することでさまざまな学内業務を新しい形で遂行していくことが考えられ（たとえば ICT を活用した入試説明会の実施など）、業務が横断的になるとともに、業務量が増加すると予想されたからである。そこで、本法科大学院では、学内の関係規定を見直し、必要な規定を整備して、新たに ICT 委員会を立ち上げることにした。これにより、これまでは ICT を活用した遠隔授業の企画・運営は FD 委員会が所管していたが、平成 28 年 4 月からは ICT 委員会が所管している。

V おわりに

以上の平成 27 年度の取組を通じて、当初、もっとも懸念されていた遠隔授業の同時性および双方向性・多方向性が、一定の形式の授業であれば、問題なく確保でき、少なくとも面接授業と同程度（あるいはそれ以上）の教育効果を確保できる可能性があることがわかった。他方で、法科大学院において遠隔授業を本格導入するためには、さまざまな課題があることもまた新たに明らかになってきた。遠隔授業の実施の仕方は最大の課題であるが、そのほかにも設置基準等、法令との関係、授業時間外の周辺的な教育環境の整備、人的・経済的コスト、さらに人材養成の課題等、少なからぬ課題が存在する。これらの課題について、どのように考えるべきか、いずれ機会を改め論じることにした。

また、本法科大学院の遠隔授業の導入に向けた取組は平成 27 年度をもって終了するわけではない。平成 27 年度の成果を踏まえて、平成 28 年度以降も継続して行われる予定である。それらの取組についても、機会を改め、報告していくことにしたい。

注

- 1) ほぼ同様のことは、平成 27 年 6 月 30 日付けの法曹養成制度改革会議の決定でも指摘されている。同決定によれば、「文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に

対する ICT (情報通信技術) を活用した法科大学院教育の実施について、平成 28 年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成 30 年度を目標に、法科大学院における本格的な普及を促進する」。

- 2) http://www.seikei.ac.jp/university/law_faculty/law_pstg/about/satellite.html
- 3) <http://www.ls.kagoshima-u.ac.jp/outline/cooperation.html>
- 4) 同社の HP は以下のとおりである。<https://ipdreamglobal.com/ja/>
- 5) 同種の申請として、筑波大学法科大学院による「場所的・時間的障害を解消するための多様な ICT を利用した授業の開発と実践」の申請がある。これは、教育アクセスの実効性を一層

高めるため、地方を結ぶ「サテライト方式」および出張先等の社会人学生を結ぶ「モバイル方式」によるオンライン授業の実施を内容とするもので、「特に優れた取組」として評価されている。なお、筑波大学の取組については、島根大学山陰法実務教育研究センターが主催したシンポジウム「地方創生を担う法律系人材育成の始動」(2016 年 3 月 19 日開催)の報告書に掲載予定の大石和彦教授による報告内容「有職社会人を対象にした法科大学院教育における ICT の意義」を参照。

- 6) 報告内容については、前掲(注 5)のシンポジウムの報告書に掲載される予定である。
- 7) この学会報告については、学会誌である法曹養成と臨床教育 9 号に掲載される予定である。